

この契約の債権を譲渡する場合は、**所定の手続きが必要**です。

※下記手続きが不要な債権譲渡

(→この場合、第3項・第4項は削除しますが第1項により債権譲渡は可能です)

- ・「**下請セーフティーネット債務保証事業**」により資金を借り入れるための債権譲渡
- ・「**地域建設業経営強化融資制度**」により資金を借り入れるための債権譲渡
- ・完成検査合格後の債権譲渡

手続き①(契約締結前)

落札決定後2日以内に第3項・第4項の使用を申し出た上で、落札決定後5日以内に整備局HP掲載の所定の書類を提出し、確実に契約を履行できる体制を有しているか等について発注者の調査を受けること。

→問題がないと認められた場合のみ、第5条第3項・第4項を使用します。

期限までに申し出又は書類提出がない場合は第5条第3項・第4項を削除します。

手続き②(実際の譲渡前)

「工事等の施工に必要な資金が不足することを疎明」する書類(整備局HP掲載)を提出し、発注者の承諾を受けること。

※本手続きによる債権を譲渡した場合は、**以下の事項が義務づけ**られています。

- ①譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用しないこと
- ②資金の用途を疎明する書類の提出